

## 平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 7 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	自然環境の保全	担当部局	自然環境局
		評価者	自然環境計画課長 阿部 宗広

### 施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ( 201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	6 章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1 節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	施策(節)	1,3,4,5 節	生物多様性の保全のための国家戦略 他
その他関連する個別計画		新・生物多様性国家戦略(平成 14 年 3 月)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

### 施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園の適切な管理により原生的な自然及び優れた自然の保全を図るとともに、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地についても、その特性に応じ保全する。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	1,309,066	1,356,058	1,242,700	
	一般会計	1,309,066	1,356,058	1,242,700	
	特別会計	0	0	0	

### 施策の目標に対する総合的な評価

原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、知床が世界遺産に登録されるなど、目標達成に向けた着実な進展があった。しかし、依然として、多くの動植物が絶滅の危機に瀕していること、沿岸部の埋立て、林地・農地からの都市的土地利用への転換が依然進行していること等から今後も引き続き一層の施策の推進が必要である。

### 残された課題・新たな課題

国立公園や世界自然遺産地域などの原生的な自然環境、優れた自然及び里地里山などの二次的な自然環境の効果的な保全・管理について、目標達成のためのより効果的な手法を検討するとともに、関係省庁との連携や自然環境への蓄積を一層強化する。社会状況の変化に応じた国立公園等の保全部管理を行っていくとともに、その適正な利用を推進していく。

### 今後の取組

国立公園等において、巡視や保全施設の整備を行い、指定区域の見直しの必要性を含めた調査を実施し、引き続き適正な保全部管理を推進していく。  
 多くの国民が訪れる国立公園において、重点的に環境対策を講じ、過剰利用等による国立公園の劣化を防止するなど自然保護に万全を期するとともに、自然とのふれあいの場の整備と活用を推進し、国民各層に対し普及啓発を図る。  
 世界自然遺産の推薦候補地として選定された 2 地域(小笠原諸島、琉球諸島)の推薦・登録を目指し、保護地域の拡大や外来生物対策の推進など条件の整備を進める。  
 里地里山の保全と持続可能な利用を推進するため、モデル事業を引き続き実施する。

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな遺産地域登録の準備を進める。
達成状況	<p>海氷が育む豊かな海洋生態系と陸上生態系の相互関係に特徴があり、オオワシ、オジロワシ、シマフクロウといった絶滅危惧種の重要な生息地となっている点が評価され、平成 17 年 7 月に知床が我が国で 3 番目の世界自然遺産として登録された。</p> <p>知床においては、海域管理計画の策定など登録に際して世界遺産センターから勧告のあった事項について適切に対応するため、科学委員会を設置して検討等を実施した。</p> <p>白神山地においては、遺産地域及び周辺地域の自然環境の連続性を把握し、適切な保全の在り方を検討した。</p> <p>屋久島においては、昨年に引き続き、現在の利用状況と自然環境への影響を把握し、人数制限や施設の維持管理の利用者負担を可能とする協力金制度の導入に向けた検討を行った。</p> <p>自然遺産地域の適正な利用と保全を図るため、年間を通じて巡視を行った。</p> <p>新たな遺産地域の登録に向け、小笠原諸島と琉球諸島について学術的価値の証明を行うなど準備を進めた。</p>

下位目標 2	国立公園の適正な保全・管理のため、国立公園計画の点検を行う。					
指標の名称	国立公園計画の点検実施済地域数(累計)					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H19 年度
指標	地域	25	35	53		57
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-		
	根拠等	国立公園の 57 地域すべてにおいて実施する必要があるため。				
達成状況	17 年度は、点検作業が順調に進み、目標達成率は 93%となった。					

下位目標 3	里地里山、湿地、藻場、干潟、サンゴ礁等の重要な生態系の保全及び生物の生育・生息空間のつながりを確保し、生態系ネットワークの形成を推進する。
達成状況	<p>里地里山については、モデル的取組を全国に発信し、全国各地の様々な主体による里地里山における保全・再生活動を促進するため、全国 4 地域で、国、地方公共団体、専門家、地域住民、NPO 等が連携・協力して、保全再生のための体制づくりを行い、地域戦略の策定、保全管理の実践、再生整備の実施、普及啓発等を行っていく「里地里山保全・再生モデル事業」を昨年度に引き続き実施した。</p> <p>湿地については、湿原、干潟、サンゴ礁、カルスト地形等様々なタイプを含む国内湿地 20 か所について新たにラムサール条約に基づく国際的に重要な湿地に登録された。また、渡り鳥の渡来地である宮島沼では環境学習等の拠点施設の整備を進め、谷津干潟では鳥類の生息環境を阻害するアオサの除去を実施する等、その保全と適切な利用に向けて取組を実施した。</p> <p>自然環境保全基礎調査の一環として「生態系多様性調査(浅海域生態系調査)」を全国の干潟及び藻場で引き続き実施した。</p> <p>自然公園の区域及び公園計画の見直しにより、世界最北・国内最大のオオナガレハナサンゴ群生地を保護するための海中公園地区の指定や、オフロード車や水上スキー等の乗入れによる動植物の生息環境等への被害を防止するために、ウミガメの産卵地となる海浜等における乗入れ規制地区の指定等を行った。</p>

## 評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

### 【必要性】

自然環境保全地域、自然公園等は、我が国における生物多様性保全施策の骨格を成す保護地域制度であり、国が適正な保全管理を行っていくことが必要である。

特に国立公園は、環境基本計画及び新・生物多様性国家戦略において記述されているとおり、自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進の観点から、保全管理の責任を有する国（環境省）が、国民共通の財産として、保全管理の充実を図る必要がある。さらに三位一体の改革においても、国立公園の主要な公園事業は国が実施することと整理された。

世界自然遺産地域の認定、保護等は締約国の義務とされており、屋久島、白神山地及び知床の各地域については、引き続き適正な保全管理を行っていく必要がある。さらに、平成 15 年に世界自然遺産の候補地として選定された小笠原諸島及び琉球諸島の地域については、世界自然遺産の登録を目指し、推薦・登録に向けた条件の整備を進める必要がある。

生物多様性保全のためには、全国的な見地や国際的知見からも、里地里山の保全と持続的な利用の推進、湿地、干潟・藻場、サンゴ礁等の重要地域の保全の強化、及びそれらを核とした生態系ネットワークを形成していくことが必要である。

### 【有効性】

自然環境保全地域、自然公園、世界自然遺産地域等に関する施策の立案・実施を通じて、自然環境の適正な保全が図られた。

平成 17 年 7 月に我が国で 3 番目の世界自然遺産として知床が登録された。

国立公園における優れた自然環境の保全のため、自然公園法に基づく許認可事務を適正に実施するとともに、国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画を変更（点検）した。

国立公園のうち、平成 11 年度以降の 7 年間に公園計画の点検が終了した地域は、全地域（57 地域）中の 53 地域であり、全 57 地域の点検を実施するという目標に対して 9 割超の達成率となっている。

グリーンワーカー事業による登山道の整備、活動困難地における美化清掃等の実施、山小屋へのし尿処理施設整備に係る補助制度の活用等により、国立公園等の保全管理の充実を着実に推進した。

原生自然環境保全地域及び国立・国定公園内特別保護地区における動植物の放出等を規制するため、自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の改正を行った。

平成 15 年に施行された改正自然公園法によって創設された利用調整地区制度について、地区指定の調整を進めたほか、特別地域において捕獲を規制する指定動物の指定について作業を進めた（H18 年内には、指定・告示の見込み）。

2 つの国立・国定公園において区域又は特別保護地区の拡張が行われ、国土全体の 9% が国立・国定公園に指定され、生物多様性保全が図られている。

里地里山等については、里地里山保全・再生モデル事業を通じ、保全再生のための実施計画である「地域戦略」が策定され、本戦略に基づく保全活動が実施されるなど成果を挙げている。

干潟・藻場等の湿地については、干潟の底生生物や藻場の海草の生育状況等の基礎的情報の整備により、干潟・藻場、マングローブ等のタイプ毎の保全策の立案に有効な基盤の整備が進められた。

### 【効率性】

我が国の自然公園制度は、アメリカの国立公園などとは異なり、環境省又は都道府県が公園専用地として土地の所有権や管理権を有せず、一定の行為制限の下で自然を保護するとともに、公園サービスを地方自治体との役割分担や民間活力を活かして提供する仕組みとなっている。このため、自然公園については、地方自治体や地域社会の理解と協力を得ながら、保護と利用の両方をバランス良く推進していくことにより、効率的に自然環境の保全を図っている。

湿原、干潟、藻場等の各生態系タイプの最も望ましい保全策を明らかにしていくに当たり、浅海域調査等の結果を活用して、保全地域以外の湿地等も含めて湿地保全等に係る検討を進めることは効率的かつ効果的である。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1 を目標に統合・整理し、下位目標 4 及び 5 を統合・整理して今回新たに下位目標 3 とした。また、その他下位目標等の表現についても見直しを図った。

< 内閣としての重要施策等 >

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 17 年 6 月 21 日)  
 (「自然環境・景観の保全を通じた自然との共生を推進する。」)

予算事項(事務事業)について

当該施策に関する主な政策手段等(法律・税制等)				
自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)				
自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	関連する予算事項名及びその予算額(千円)		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	遺産地域等貴重な自然環境保全推進費	25,031	96,681	
2	山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助	110,000	150,000	
	国立公園管理計画等策定調査費	-	11,714	
	国立公園利用適正化システム策定費	22,470	25,313	
	自然公園民間活動推進モデル事業費	5,801	1,640	×
	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンカー)事業費	276,690	300,000	
	やんばる地域国立公園指定計画策定調査費	9,151	7,000	×
	やんばる地域国立公園指定推進調査費	-	-	新
	地方環境事務所電子政府システム維持管理更新費	31,530	24,234	
	国立公園内生物多様性保全対策費	37,345	42,171	
	特定民有地買上事業費	45,742	100,244	
	国立公園等管理体制強化費(アクティブ・レンジャー)	82,763	218,247	
	知床世界遺産センター(仮称)整備事業費	-	35,006	
	景観法を活用した景観形成推進事業(H19 名称変更:景観形成推進事業)	-	14,157	
広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業	-	15,805		
国立・国定公園総点検事業	-	-	新	
自然公園法制定 50 周年記念事業	-	-	新	
3	里地里山保全・再生モデル事業調査費	72,514	63,904	
	里地里山・里親プラン事業費	-	-	新
	自然環境保全地域等保全対策費	-	3,516	
	海域国立公園保全強化方策検討事業費	-	18,321	
	サンゴ礁保全行動計画策定事業費	-	-	新

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
2 -	他の予算事項と統合するため、終期となる。	当該事業に係る予算を拡充するとともに、2- に統合し、一体的に事業を実施することで、より効果的に運用していく。
2 -	予定の終期通り。	平成 19 年度からは、2- で作成した公園計画の案をもとに 2- の新規事業を実施する。

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 7 - (2) 自然環境の保全	下位目標 2
指標名	国立公園計画の点検実施済地域数	
指標の解説	自然公園法に基づいて指定されている国立公園の公園計画を定期的に見直すことになっており、その見直し地域数を指標としている。	
評価に用いた 資料等	-	



指標に影響を 及ぼす外部要因	国立公園は、土地所有者に関係なく指定しているため、その公園計画の見直しに当たっては、土地所有者等の関係機関や地元関係自治体との調整が必要であり、これらの関係者の意思が影響する可能性がある。
-------------------	--